

## **源十郎新田事案地の行政代執行終了に伴う西部 5 号取水井戸再開**

### **予定について**

源十郎新田事案において事案地下流にある取水井戸の西部 5 号井は、水道水の原水であることから、平成 22 年 10 月より停止しておりました。

令和 4 年度末に事案地の三重県による行政代執行が終了し、令和 5 年度以降は、生活環境保全上の支障等が除去された状態になりました。

桑名市は、三重県の生活環境保全上の支障等が除去されたとの報告を受けて、停止していた西部 5 号井戸の取水再開を今年度再開することを目指します。

取水再開に当たっては、桑名市水道水源保護審議会で取水再開の審議をして頂き、了承を得た後に取水を再開する予定です。

了承を得た後は、桑名市上下水道部水道課として今後も水道水の原水であることから、水質管理の頻度を上げて、安全で安心な水道水を住民の皆様に供給するよう努めて参ります。

**桑名市上下水道部水道課**